

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」の一部改正について

今般、「感染症法第 42 条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」（令和 2 年 5 月 26 日健感発 0526 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 42 条の規定に基づく療養費の支給について、令和 2 年 6 月診療分から、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会においてレセプト請求事務と同時に当該療養費の各都道府県への請求事務を行うこととして差し支えないこととされたところである。

これに伴い、「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」（令和 2 年 5 月 13 日保発 0513 第 4 号厚生労働省保険局長通知）を下記のとおり改正し、令和 2 年 6 月 1 日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

改正後	改正前
「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第	「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第

三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第212号。以下「改正告示」という。）については、令和2年5月13日付けで告示及び適用することとされたところである。

改正告示の改正の趣旨及び内容並びに各告示に新たに設けられた厚生労働省保険局長が定める医療費の支給の内容については下記のとおりであるので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨及び主な内容

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」（昭和52年厚生省告示第239号）等の告示（以下「改正対象告示」という。（※）参照。）については、今般の新型コロナウイルス感染症に係る検査の保険適用の状況等を踏まえ、令和2年4月1日付けでPCR検査に係る自己負担相当額に対する給付に関する規定を追加する、また、同年5月1日付けで新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給に関する規定を追加するという改正を行ってきたところである。

今般、同年5月13日付けで、新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査が保険適用されるとともに、抗原検査に係る被保険者の自己負担額について、公費による補助（公費負担医療）の対象とされたところである。

（中略）

第2 各告示の対象となる新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給の内容について

1 「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第3項においては、社会保険診療報酬支払基金が、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（以下「国

三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第212号。以下「改正告示」という。）については、本日告示及び適用することとされたところである。

改正告示の改正の趣旨及び内容並びに各告示に新たに設けられた厚生労働省保険局長が定める医療費の支給の内容については下記のとおりであるので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨及び主な内容

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」（昭和52年厚生省告示第239号）等の告示（以下「改正対象告示」という。（※）参照。）については、今般の新型コロナウイルス感染症に係る検査の保険適用の状況等を踏まえ、令和2年4月1日付けでPCR検査に係る自己負担相当額に対する給付に関する規定を追加する、また、同年5月1日付けで新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給に関する規定を追加するという改正を行ってきたところである。

今般、本日付けで、新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査が保険適用されるとともに、抗原検査に係る被保険者の自己負担額について、公費による補助（公費負担医療）の対象とされたところである。

（中略）

第2 各告示の対象となる新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給の内容について

1 「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第3項においては、社会保険診療報酬支払基金が、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（以下「国

等」という。)の委託を受けて、国等が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができることとしている。

この厚生労働大臣の定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第1項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付（以下「PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付」という。）
- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法により算定された感染症免疫学的検査に係る検体検査実施料及び免疫学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付（以下「抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付」という。）
- ・ 令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給（以下「新

等」という。)の委託を受けて、国等が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができることとしている。

この厚生労働大臣の定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第1項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付（以下「PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付」という。）
- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法により算定された感染症免疫学的検査に係る検体検査実施料及び免疫学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付（以下「抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付」という。）
- ・ 令和2年4月30日医政発0430第5号・健発0430第1号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給（以下「新

型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給」という。)

- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条の規定に基づく療養費の支給（令和2年5月26日健感発0526第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症法第42条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」に基づき療養費の審査及び支払に係る事務が委託されたものに限る。以下「指定外医療機関における入院患者に対する療養費の支給」という。）

- 2 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付」（昭和52年厚生省告示第240号）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条第1項第10号においては、保険医療機関等が療養の給付又は公費負担医療に関し費用を請求する際に、公費負担医療のうち同項第1号から第9号の5までに掲げるもののほか医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うものとしている。

当該厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
- ・ 指定外医療機関における入院患者に対する療養費の支給

- 3 「健康保険法施行規則第九十八条第十一

型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給」という。)

(新設)

- 2 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付」（昭和52年厚生省告示第240号）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条第1項第10号においては、保険医療機関等が療養の給付又は公費負担医療に関し費用を請求する際に、公費負担医療のうち同項第1号から第9号の5までに掲げるもののほか医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うものとしている。

当該厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

(新設)

- 3 「健康保険法施行規則第九十八条第十一

号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(昭和 59 年厚生省告示第 155 号) 及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(平成 20 年厚生労働省告示第 238 号)

健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。)第 41 条第 1 項第 2 号及び船員保険法施行令(昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。)第 8 条第 1 項第 2 号においては、特定給付対象療養を高額療養費の対象とする旨を規定しており、特定給付対象療養はそれぞれの規定において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養と規定されている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。)第 98 条各号及び船員保険法施行規則(昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。)第 86 条各号に規定されているところ、健保則第 98 条第 11 号及び船保則第 86 条第 12 号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR 検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
- ・ 指定外医療機関における入院患者に対する療養費の支給

※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(昭和 59 年厚生省告示第 155 号) 及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(平成 20 年厚生労働省告示第 238 号)

健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。)第 41 条第 1 項第 2 号及び船員保険法施行令(昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。)第 8 条第 1 項第 2 号においては、特定給付対象療養を高額療養費の対象とする旨を規定しており、特定給付対象療養はそれぞれの規定において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養と規定されている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。)第 98 条各号及び船員保険法施行規則(昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。)第 86 条各号に規定されているところ、健保則第 98 条第 11 号及び船保則第 86 条第 12 号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR 検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

(新設)

※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

八号及び第一百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(昭和59年厚生省告示第157号)及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(平成19年厚生労働省告示第34号)

健保令第43条第5項及び第7項並びに船保令第10条第5項及び第7項においては、「原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養」について、被保険者が支払うべき一部負担金等の支払が行われなかったときは、保険者は、当該療養に要した費用のうち高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等に支払うものとされ、被保険者が保険医療機関等において現物給付で公費負担医療を受けることができることとされている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健保則第106条第1項各号及び第107条各号並びに船保則第96条第1項各号及び第97条各号に規定されているところ、健保則第106条第1項第8号及び第107条第10号並びに船保則第96条第1項第8号及び第97条第10号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
- ・ 指定外医療機関における入院患者に対する療養費の支給

※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

八号及び第一百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(昭和59年厚生省告示第157号)及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(平成19年厚生労働省告示第34号)

健保令第43条第5項及び第7項並びに船保令第10条第5項及び第7項においては、「原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養」について、被保険者が支払うべき一部負担金等の支払が行われなかったときは、保険者は、当該療養に要した費用のうち高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等に支払うものとされ、被保険者が保険医療機関等において現物給付で公費負担医療を受けることができることとされている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健保則第106条第1項各号及び第107条各号並びに船保則第96条第1項各号及び第97条各号に規定されているところ、健保則第106条第1項第8号及び第107条第10号並びに船保則第96条第1項第8号及び第97条第10号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

(新設)

※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

5・6 (略)

5・6 (略)

(参考：改正後全文)

保発 0513 第 4 号

令和 2 年 5 月 13 日

(一部改正：令和 2 年 5 月 26 日)

保発 0526 第 4 号

令和 2 年 5 月 26 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」（令和 2 年厚生労働省告示第 212 号。以下「改正告示」という。）については、令和 2 年 5 月 13 日付けで告示及び適用することとされたところである。

改正告示の改正の趣旨及び内容並びに各告示に新たに設けられた厚生労働省保険局長が定める医療費の支給の内容については下記のとおりであるので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨及び主な内容

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」（昭和 52 年厚生省告示第 239 号）等の告示（以下「改正対象告示」という。（※）参照。）については、今般の新型コロナウイルス感染症に

係る検査の保険適用の状況等を踏まえ、令和2年4月1日付けでPCR検査に係る自己負担相当額に対する給付に関する規定を追加する、また、同年5月1日付けで新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給に関する規定を追加するという改正を行ってきたところである。

今般、同年5月13日付けで、新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査が保険適用されるとともに、抗原検査に係る被保険者の自己負担額について、公費による補助（公費負担医療）の対象とされたところである。

こうした新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、改正対象告示に「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る医療費の支給（検査に要する費用に係る自己負担額に相当する金額に対する給付を含む。）であって、厚生労働省保険局長が定めるもの」を規定し、本通知において、改正対象告示の各告示の対象となる新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給の内容を定めることとする。

(※) 改正対象告示

- ・ 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付(昭和52年厚生省告示第239号)
- ・ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭和52年厚生省告示第240号)
- ・ 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和59年厚生省告示第155号)
- ・ 健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和59年厚生省告示第157号）
- ・ 健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成6年厚生省告示第301号）
- ・ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成6年厚生省告示第347号）
- ・ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成19年厚生労働省告示第34号）
- ・ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成19年厚生労働省告示第35号）

- ・ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 20 年厚生労働省告示第 238 号）

第2 各告示の対象となる新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給の内容について

1 「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）第 15 条第 3 項においては、社会保険診療報酬支払基金が、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（以下「国等」という。）の委託を受けて、国等が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができることとしている。

この厚生労働大臣の定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条第 1 項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）により算定された微生物核酸同定・定量検査に係る検体検査実施料及び微生物学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付（以下「PCR 検査に係る自己負担相当額に対する給付」という。）
- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条第 1 項の規定による必要な調査に関連して実施された検査のうち、新型コロナウイルス感染症の診断のために行われた検査に関して行われた、診療報酬の算定方法により算定された感染症免疫学的検査に係る検体検査実施料及び免疫学的検査判断料に係る自己負担額に相当する金額に対する給付（以下「抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付」という。）
- ・ 令和 2 年 4 月 30 日医政発 0430 第 5 号・健発 0430 第 1 号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給（以下「新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給」という。）
- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により読み替えて準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 42 条の規定に基づく療養費の支給（令和 2 年 5 月 26 日健感発 0526 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症法第 42 条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」に基づき療養費の審査及び支払に係る事務が委託されたものに限る。以下「指定外医療機関における入院患者に対する療

養費の支給」という。)

2 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付」(昭和52年厚生省告示第240号)

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条第1項第10号においては、保険医療機関等が療養の給付又は公費負担医療に関し費用を請求する際に、公費負担医療のうち同項第1号から第9号の5までに掲げるもののほか医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うものとしている。

当該厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
- ・ 指定外医療機関における入院患者に対する療養費の支給

3 「健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(昭和59年厚生省告示第155号)及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(平成20年厚生労働省告示第238号)

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。)第41条第1項第2号及び船員保険法施行令(昭和28年政令第240号。以下「船保令」という。)第8条第1項第2号においては、特定給付対象療養を高額療養費の対象とする旨を規定しており、特定給付対象療養はそれぞれの規定において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養と規定されている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。)第98条各号及び船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号。以下「船保則」という。)第86条各号に規定されているところ、健保則第98条第11号及び船保則第86条第12号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付
- ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
 - ・ 指定外医療機関における入院患者に対する療養費の支給
- ※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

- 4 「健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（昭和59年厚生省告示第157号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（平成19年厚生労働省告示第34号）

健保令第43条第5項及び第7項並びに船保令第10条第5項及び第7項においては、「原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養」について、被保険者が支払うべき一部負担金等の支払が行われなかったときは、保険者は、当該療養に要した費用のうち高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等に支払うものとされ、被保険者が保険医療機関等において現物給付で公費負担医療を受けることができることとされている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健保則第106条第1項各号及び第107条各号並びに船保則第96条第1項各号及び第97条各号に規定されているところ、健保則第106条第1項第8号及び第107条第10号並びに船保則第96条第1項第8号及び第97条第10号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付
 - ・ 抗原検査に係る自己負担相当額に対する給付
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給
 - ・ 指定外医療機関における入院患者に対する療養費の支給
- ※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

- 5 「健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（平成6年厚生省告示第301号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」（平成19年厚生労働省告示第35号）

健保令第43条第5項及び第7項並びに船保令第10条第5項及び第7項においては、「原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養」について、被保険者が支払うべき一部負担金等の支払が行

われなかったときは、保険者は、当該療養に要した費用のうち高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定訪問看護事業者に支払うものとされ、被保険者が指定訪問看護事業者において現物給付で公費負担医療を受けることができることとされている。

この厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養については、健保則第106条第2項各号及び第108条各号並びに船保則第96条第2項各号及び第98条各号に規定されているところ、健保則第106条第2項第3号及び第108条第7号並びに船保則第96条第2項第3号及び第98条第5号に掲げる厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

※ 「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」においても同様。

6 「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」(平成6年厚生省告示第347号)

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)第1条第8号においては、指定訪問看護事業者が訪問看護療養費又は公費負担医療に関し費用を請求する際に、公費負担医療のうち同条第1号から第7号の3までに掲げるもののほか医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて審査支払機関に提出することとしている。

当該厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給

健感発 0526 第 1 号
令和 2 年 5 月 26 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
（ 公 印 省 略 ）

感染症法第 42 条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 19 条又は第 20 条の規定により新型コロナウイルス感染症の患者が感染症指定医療機関以外の病院又は診療所（以下「指定外医療機関」という。）に入院した場合には、法第 42 条の規定に基づき、当該患者又はその保護者（以下「患者等」という。）からの申請を受けた都道府県知事（保健所を設置する市及び特別区の長を含む。以下同じ。）は、当該患者等に対してその療養費を支給することができます。

今般、新型コロナウイルス感染症の入院患者数の増加等を踏まえ、法第 42 条の規定に基づく療養費の支給について、下記により取扱うことも可能としますので、その適切な運用をお願いします。

なお、この取扱いは、厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 指定外医療機関における入院及びその際の療養費の支給について

- 都道府県知事は、法第 19 条第 1 項ただし書、第 20 条第 1 項ただし書等の規定により、緊急その他やむを得ない理由があるときは、患者に対し、指定外医療機関に入院することを勧告し、又は入院させることができること等とされている。新型コロナウイルス感染症の患者数の増加等に鑑みれば、今般の新型コロナウイルス感染症の患者の指定外医療機関への入院は「緊急その他やむを得ない場合」に該当するものであり、地域の医療体制の整備に当たっては、感染症指定医療機関のみならず、指定外医療機関への入院も含めた体制整備を行っていただいているところである。
- また、患者が、法第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合、
 - ・ これを感染症指定医療機関において受けたときは、法第 37 条第 1 項の規定により都道府県（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）がこれに要する費用を負担し、このため、法第 40 条第 1 項の規定により感染症指定医療機関は当該費用を都道府県に請求するものとされており、
 - ・ これを指定外医療機関において受けたときは、法第 42 条第 1 項の規定により、都道府県がこれに要した費用につき、療養費を患者等に対して支給することができるものとされており、その支給については、現在、患者等が一旦費用を負担した上で事後に都道府県に請求して支給を受けることとされているところである。

2. 新型コロナウイルス感染症に関連する療養費の支給について

- 新型コロナウイルス感染症に関しては、1. のとおり、指定外医療機関への入院や、それに基づく法第 42 条第 1 項の規定による療養費の支給が増加していると考えられるところ、この支給の方法について、次の①及び②の要件を満たす場合には、患者等に直接療養費を支給することに代えて、
 - ア) 患者本人に対し、指定外医療機関において現物給付を行うとともに、
 - イ) 指定外医療機関に対し、都道府県から当該療養費の額を交付することとして差し支えないこととする。
- ※ ア) を行うに当たっての整理は、以下のとおり。
- ・ 患者等が都道府県に対して有する療養費の請求権を指定外医療機関に譲渡し、その代わりに、それと同額を指定外医療機関に請求する。
 - ・ 指定外医療機関は、患者等の自己負担額と当該請求された額を相殺する（現物給付）。
 - ・ 指定外医療機関は、患者等から譲渡された都道府県への請求権に基づき、都道府県に請求する（後述のとおり、審査支払機関を経由して請求を行う）。

<要件>

① 都道府県知事は、入院患者等に対する法第 42 条の規定に基づく療養費の支給について、ア)の方法により行うことについて、患者等から書面による同意を得ること。

※ 当該同意の取得に当たっては、当該療養費の支給に係る申請書において当該同意に係る欄を設けるなどの対応が考えられる。

② 指定外医療機関は、都道府県知事に対して療養費の支払いを請求し、都道府県知事は当該療養費の額を支払うこと。

○ あわせて、都道府県知事は、本通知に基づく指定外医療機関に対する支払いに係る事務を、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することができることとし、その場合の費用の請求については、指定外医療機関において、診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこととする。

○ なお、その場合の運用上の取扱いについては、法第 37 条と同様に取り扱うこととし、例えば、公費負担番号・受給者番号の連絡、費用の請求等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する費用の請求事務について」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 456 号厚生省保健医療局長通知）と同様に取り扱うこととする。

（参考）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する費用の請求事務について」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 456 号厚生省保健医療局長通知）における診療報酬の請求、公費負担者番号等の設定等の取扱いは次のとおり。

- ・ 診療報酬の請求については、診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこと。
- ・ 公費負担者番号については、全て国で統一的に設定するものであり、法別番号（注：新型コロナウイルス感染症については「28」）、都道府県番号、実施機関（保健所）番号、検証番号の順に記載すること。
- ・ 受給者番号については、実施機関（保健所）ごとに設定するものであり、法に基づく入院が必要とされる感染症については、疾病番号（注：新型コロナウイルス感染症については「7」）、暦年、受給者番号、検証番号の順に記載すること。

※ 公費負担者番号及び受給者番号については、実施機関（保健所）が医療機関に連絡することとされている（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 455 号厚生省保健医療局長通知）参照）。

- また、審査支払機関との審査及び支払事務の契約等の締結については、既に「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金との契約の締結及び覚書の交換について」（平成 11 年 2 月 23 日付健医発第 223 号厚生省保健医療局長通知）に基づく契約等が締結されている場合には、契約当事者の異議がある場合を除き、当該契約等の範囲に含まれているものとみなして差し支えない。

3. 適用期日について

- 本通知に基づく取扱いは、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。
ただし、同日前に関係者の同意のもとに本通知に定める又は本通知に類似する取扱いを行った場合には、患者等に不利にならず、患者、都道府県、医療機関等の関係者の間で特段の異議がない限りにおいて、そのような取扱いも許容される。

(参考)

様式〇〇 (療養費支給申請書の例)

感染症患者療養費支給申請書					
(元号) ____年__月__日					
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 42 条の規定により入院療養費支給を申請します。					
申請者の氏名_____					
申請者の住所_____					
申請者の個人番号_____					
患者との関係 (*1) _____					
(フリガナ) 患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所					
個人番号					
保 険 者 等 の 種 別	健保 (本人・家族)		国保 (一般・退職本人・退職家族)		
	生保 (保護受給中・保護申請中)		その他 ()		
高齢者の医療の確保に関する法律 による医療への受給資格		有・無		年	月から
(添付書類等)					
【療養費支給に関する申請者同意欄】					保 健 所 受 付 印
<input type="checkbox"/> 本件入院について、患者の自己負担分を医療機関が代わって都道府県等に請求することで、患者が医療機関の窓口で費用を負担する必要がなくなります。 (*2)					
※ <u>医療機関が代わって請求することに同意いただける場合には、□にチェックをしてください</u>					

(備考)

- * 1 申請者が患者本人である場合 (「患者との関係」が本人となる場合) には、「申請者の氏名」、「申請者の住所」及び「申請者の個人番号」の項目は、記載を要しません。
- * 2 入院時にかかった医療費は、感染症法では、①医療機関で一旦お支払いいただき、②後日、都道府県等に請求し、同額の支給を受けていただくことになっています。ただし、同意がある場合は、この手続きを省略し、医療機関での支払額 (①) と後日受けられる支給額 (②) を相殺することで、医療機関で費用をお支払いいただく必要がなくなります。